

第 670 回兵庫地方最低賃金審議会

議事録

令和 6 年 7 月 29 日 (月) 9 時 30 分～10 時 50 分	
兵庫労働局 第 3 共用会議室	
公益代表委員	梅野会長、坂本委員、桜間委員、千田委員、山口委員
労働者代表委員	岩崎委員、小西委員、檀上委員、堀井委員、森田委員
使用者代表委員	倉本委員、谷口委員、松岡委員、松下委員、吉川委員
事務局	赤松労働局長、岡本労働基準部長、安積賃金室長 飯田賃金指導官、山中労働基準監督官、小川労働基準監督官
(1) 地域別最低賃金の目安に係る中央最低賃金審議会の答申について (2) 最低賃金実態調査結果について (3) 意見陳述について (4) その他	
議 事 内 容	
<p>○飯田賃金指導官</p> <p>委員の皆様、本日は朝早い中、また大変お暑い中、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>本日は山口委員と倉本委員が遅れられているようですが、現時点で最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定による定足数を充足しておりますことを、ご報告させていただきます。</p> <p>それではこれからの議事進行を梅野会長よろしく申し上げます。</p> <p>○梅野会長</p> <p>ただ今から、第 670 回兵庫地方最低賃金審議会を開会します。</p> <p>まず、本日の会議についても公開としておりますが、傍聴者の方におかれましては、受付でお渡ししている遵守事項に記載しておりますとおり、注意事項を守って傍聴していただき、円滑な議事進行にご協力いただきますようお願いいたします。</p> <p>本日の議題は、次第にありますとおり 4 つ予定しています。</p> <p>では、最初の議題 (1) 「地域別最低賃金の目安に係る中央最低賃金審議会の答申に</p>	

ついて」に入ります。

事務局は答申について、説明をお願いいたします。

○岡本労働基準部長

それでは、答申につきましてご説明させていただきます。

資料No.1として本年度の目安答申を配布させていただいておりますので、お手元に用意しながらお聞きいただければと思います。

本年度の答申につきましては先週金曜日に出されておりました、大きく報道もされているところでございます。

結論から申し上げますと、A、B、Cランク共に50円の引き上げとなっております、残念ながら労使双方の意見の一致は見られなかったということで、公益委員見解という形で答申が作成されたというところでございます。

昨年度初めて中央最低賃金審議会会長から地方最低賃金審議会へのビデオメッセージというものが各労働局に送付されまして、兵庫労働局でもビデオを放映させていただきましたが、昨年が初めてのビデオメッセージ送付ということで、そのメッセージがどういうものか不明で、時間とか内容とか各労働局、私も前局時に戸惑ったところがありました。そして、メッセージの内容の文書も配られたのですが、事務局が説明したところとかなり重複しているのではないかという声が多く労働局から寄せられたというところでございます。

本年度は、中賃の会長メッセージが金曜日に届いておりました、私も3回くらい視聴させていただいたのですが、本年度も内容の濃い17分のメッセージとなっております、そのうち12分間が目安答申について詳しく説明をされております。ですので、厚生労働本省また他局もこのメッセージを事務局の説明に替えて審議会での答申の説明とすることが多いと聞いておりますので、兵庫局におきましてもこれからビデオメッセージを流させていただきます、これをもって事務局の説明とさせていただきたいと思っております。冒頭5分間が最低賃金とか目安に関する一般的な説明になっておりました、その後約12分間が目安に係る説明となっておりますので、ご視聴いただければと思います。

(以下、中央最低賃金審議会藤村会長からのビデオメッセージを視聴)

(○藤村中央最低賃金審議会会長)

皆さんこんにちは。

中央最低賃金審議会会長の藤村でございます。

本日は本年度の目安審議について、皆さんにその真意が伝わるようにこういう形でビデオメッセージをお届けすることになりました。

これは、令和5年4月6日にとりまとめられた、「目安制度の在り方に関する全員協議会報告」において、目安の位置付けの趣旨が地方最低賃金審議会の各委員にも確実に伝わるようと考えられた方法でございます。

これを受け、目安の位置付けの趣旨に加え、この度中央最低賃金審議会においてとりまとめられた令和6年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員に直接伝達されるよう、中央最低賃金審議会の会長である私のビデオメッセージを撮影するとともに、地方最低賃金審議会の委員の皆様にご視聴いただく場を設けることとしたものです。これは、昨年引き続き2回目の取組みです。

ご視聴いただく皆様には、これから本格化する今年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論に当たり、改めて、目安をどのように捉えて参考とするのか、また、今年の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたいと思います。

それでは、最低賃金の位置付け、考慮要素について、まず、お話をしておきたいと思えます。

最低賃金は、最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障すること等を目的とするものであります。通常の賃金とは異なり、個別や団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の3要素を考慮し公労使の最低賃金審議会の答申に基づき決定されるものであります。

引上げ額の検討にあたり、考慮する要素としては、様々なものがありますが、基本的な考え方を改めて申し上げますと次のとおりであります。

まず、最低賃金は法定の3要素である、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めることとなっております。また、生活保護に係る施策との整合性に配慮することも法律で決められております。

その際、地域間バランスを図る観点から、中央最低賃金審議会では目安を示すことになっております。

また、近年は、政府の閣議決定に配慮した審議を諮問の際に求められております。近年の配慮内容は、中長期の金額目標と地域間格差是正です。

次に目安の位置付けについてです。

目安は、令和5年全員協議会報告や、令和6年度目安小委員会報告に記載しており、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて申し上げたいと思えます。

したがって、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもありうるものであります。

地方最低賃金審議会におかれては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上での決定を心がけてほしいと考えます。

では次に、令和6年度目安のポイントについてお話しします。

今年度の目安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で5回に渡って真摯に議論を重ねました。3要素のうち何を重視するかは、年によって異なりますが、今年は、昨年に引き続き、消費者物価が高水準で推移する中、最低賃金の近くで働く労働者の購買力を維持する観点から生計費を重視したいと考えました。

なお、物価の影響を十分考慮すべきという点については、労使共通の認識でありました。

3要素のそれぞれの評価のポイントについてお話します。

まず「労働者の生計費」についてです。

消費者物価指数については、「持家の帰属家賃を除く総合」が、昨年度の地域別最低賃金が発効した令和5年10月から令和6年6月までの期間でみた場合は平均3.2%で、前年に引き続き高い水準となっていました。

消費者物価については、基本的に「持家の帰属家賃を除く総合」を基に議論すべきですが、今年度においては、それに加えて、生活必需品を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいると考えられる中、食パン、鶏卵等の生活必需品を含む「頻繁に購入」する品目の物価上昇率についても考慮して、昨年引き続き高い水準となっていることを勘案しました。頻繁に購入する品目は、年に15回以上の購入頻度があるものであると、総務省統計局で示しております。

最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、2年連続であります。消費者物価を特に重視することが適当と考えました。

次に、「賃金」については、企業規模によって賃金上昇率水準には開きが見られる一方、企業規模に関わらず昨年を上回る賃金引上げの実施が確認できました。具体的には、連合及び経団連が公表した賃上げ率は、33年ぶりの高い水準となっております。

また、30人未満企業を対象とした賃金改定状況調査の第4表①②のランク計の賃上げ率についても、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大値であった昨年度の2.1%を上回る2.3%という結果でした。

最後に、「通常の事業の賃金支払能力」については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。

売上経常利益率が四半期ごとの数字で、令和5年は6～9%程度で推移し、令和6年の第1四半期は7.1%となったことや、従業員一人当たり付加価値額等の他の指標も高い水準で推移するなど、景気や企業の利益において改善の傾向にあると確認しました。

一方、大企業と中小企業の間で売上高経常利益率の差が広がっていることや価格転嫁率が示すように、賃上げ原資の確保が難しい企業も存在する状況について資料を充実させて確認し、企業規模や価格転嫁の有無で二極化の傾向があることに留意をしました。

こうした3要素のデータを総合的に勘案し、特に今年度は消費者物価の上昇が続いていることから、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、労働者の生計費を重視しました。具体的には、令和5年10月から令和6年6月の物価上昇率の平均が3.2%であり、これを一定程度上回ることを考慮しつつ、加えて、今年度は、特に、生活必需品を含む支出項目に限ってみた場合の平均5.4%の上昇等を勘案する必要があるものと考えました。

また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法の目的にも留意し、今年度は5.0%、50円を基準としてランク別の目安額を検討することとしました。

ランクごとの目安額については、新しい資本主義実行計画等の閣議決定文書において、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要と考えました。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表①②③における賃金上昇率はCランク、Bランク、Aランクの順に高く、さらに、消費者物価の上昇率は、Cランクがやや高めに推移しております。雇用情勢としては、B・Cランクで相対的に良い状況でありました。

一方で、各ランクの目安額については、令和5年全員協議会報告に記載のとおり、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得るが、各ランクの引上げ額が同額であった場合でも、地域別最低賃金額が相対的に低い地域の引上げ率がより高くなること、また、引上げ額が増すほど引上げ率がより高くなることについて留意する必要があると考えました。

これらのことを考慮すれば、Aランク50円4.6%、Bランク50円5.2%、Cランク50円5.6%とすることが適当であると考えました。

繰り返しとなりますが、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたいと思っております。

この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、地域間格差が比率の面で縮小します。ただし、地域間の金額の差についても引き続き注視する必要があると考えております。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の「参考資料」としてまとめております。また、これまで目安に関する小委員会等で提示した資料には、地域別のものも含まれているので、地方でのデータに基づいた審議に当たって、適宜参考とされたいと思っております。

また、今般の地域別最低賃金額改定の目安は、過去最高の引上げ額であり、地方最低賃金審議会の委員の中には、なかなか受け入れがたいとお考えになられる方もおられるだろうと認識しております。

こうしたことも踏まえ、中央最低賃金審議会の公益委員としても、今年度の最低賃金の引上げが着実に行われるよう、政府に対して、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備を行うよう、業務改善助成金に加えて、キャリアアップ助成金等厚生労働省の助成金についての賃上げ加算等の要望や、中小企業庁の省力化支援の強化、独占禁止法や下請法の執行強化、価格転嫁についての消費者の理解促進、「年収の壁」を意識せず働くことができるように被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むこと

等に対する要望を例年以上に盛り込んだところです。

なお、都市部以外の地域においては、小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもあり、従業員の処遇改善と同時に企業の持続的発展との両立を図ることについての配慮が必要であることを政府に対する要望のところに記載をしております。

次に発効日についてですが、発効日は10月1日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引き上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見があることは承知しております。

令和5年全員協議会報告において、「発効日とは審議の結果で決まるものであることや、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項においても発効日は公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当」とされています。この趣旨を踏まえて、丁寧な議論を行っていただきたいと思っております。

最後に、以上述べてきたとおり、目安額を示す際に様々な資料やデータに基づき公労使で真摯な議論を行ったところであり、中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も参考に、地方最低賃金審議会においても、地域のデータ等の実情に基づき公労使による建設的で真摯な議論が行われることを切に期待しております。

中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果について引き続き注目していきたいと思っております。

以上でございます。

○岡本労働基準部長

一点説明が漏れておりました。ビデオが約20分間ありましたので、この後の議題の意見陳述について時間指定しております関係で議題(2)「最低賃金実態調査結果等について」と(3)「意見陳述について」の順番を入れ替えて進めていただきたいと思っております。

○梅野会長

ただ今、ビデオメッセージを見ていただきましたが、ご質問等はございますか。

○各委員

(なし)

○梅野会長

続いて、事務局から説明がありましたとおり、議題(2)を後に回して、先に議題(3)の「意見陳述について」に入ります。事務局から説明をお願いいたします。

○安積賃金室長

兵庫県最低賃金の改定決定にかかる関係労使の意見聴取につきまして、7月16日まで公示を行ったところ、兵庫県パート・ユニオンネットワーク、自立労働組合連合不一家神戸労働組合、兵庫県労働組合総連合、JMITU兵庫地方本部の4団体から7月16日にそれぞれ意見書の提出と共に口頭意見陳述の申し出がありました。本日は、意見の申し出をされる方にお越しいただいております。

また、それ以外の労働組合75団体からも7月16日に意見書の提出をいただいておりますので、資料No.9として添付させていただいております。その資料No.9の最後には、郵政産業労働者ユニオン尼崎支部からの独自意見書もあり、「地域別最低賃金の地域間格差を縮小するための改正」を求める意見も出されております。

その他に、兵庫県労働組合総連合の組合の方からは、7月23日に兵庫労働局長、兵庫地方最低賃金審議会会長あて要請書の個人署名979筆分が追加分として提出されておりますので、資料No.10として添付させていただいております。

本日、意見陳述いただきます各団体の意見書につきましては資料No.5、6、7、8として添付しております。

意見陳述につきましては、兵庫県パート・ユニオンネットワークから資料No.5「最低賃金改正決定に係る意見について」という意見書が出されており、自立労働組合連合不一家神戸労働組合からは、資料No.6「兵庫県最低賃金の改定審議にあたっての意見書」が提出されております。また、兵庫県労働組合総連合からは資料No.7「最低賃金の大幅な引上げを求める意見書」が提出され、JMITU兵庫地方本部からも同様に資料No.8「最低賃金の大幅な引上げを求める意見書」が提出されております。

以上、それぞれの労働組合から兵庫労働局長、兵庫地方最低賃金審議会会長あてに意見書が提出されておりますことをご報告させていただきます。

では、意見陳述の準備をさせていただきます。

順番は、兵庫県パート・ユニオンネットワーク、自立労働組合連合不一家神戸労働組合、兵庫県労働組合総連合、JMITU兵庫地方本部の順とさせていただきます。

意見陳述の時間は概ね10分以内、意見交換を含め、各15分以内でお願いしております。

それでは、準備が整いますまで、少しお待ちください。

○梅野会長

それでは、最初の方をお呼び下さい。

○飯田賃金指導官

それでは、最初の方を紹介いたします。兵庫県パート・ユニオンネットワークの上山様と森口様です。

○梅野会長

兵庫地方最低賃金審議会の会長を務めております梅野でございます。

早速ですが、提出された意見書に基づいて 10 分以内で意見陳述をお願いいたします。

○森口陳述人

兵庫県パート・ユニオンネットワーク事務局長の森口です。よろしく申し上げます。

私達の要望は 2 点で、「最低賃金を今すぐ 1,500 円に引き上げること」と「全国一律最低賃金にすること」です。

最近の物価の上昇に賃金の伸びが追いついていないので、実質賃金が 26 か月連続でマイナスを更新しております。50 円や 60 円程度の引き上げでは追いつきません。

非正規で働く人の生活は、いつまでも苦しいままです。

兵庫県パート・ユニオンネットワークでは当事者の生の声を聞いていただいて、その声を真摯に受け止め審議し、最低賃金を大幅に引き上げていただくよう毎年お願いをしてきました。今年で 4 年目になります。

今日も今から当事者の思いを述べますので、しっかり聞いていただいてご審議をよろしく申し上げます。

○上山陳述人

非正規職員として働く当事者として武庫川ユニオン兵庫県立総合体育館分会の安井恵子さんが訴えたいということだったのですが、家庭の事情でこの場に出席出来ませんので私、上山が代読させていただきます。

労働組合武庫川ユニオン兵庫県立総合体育館分会

安井恵子

私は 2000 年（平成 12 年）ごろから、西宮市鳴尾浜にある兵庫県立総合体育館での清掃業務に従事しています。1 階のロビーや事務所、各階トイレ、浴室・シャワールーム、2 階会議室、3 階研修室、4 から 6 階の宿泊棟、屋外などの清掃で、エリアも広く、ゴールデンウィークや夏休み・冬休みなどの繁忙期になると連日宿泊棟が満床になるなど、非常に忙しく走り回っています。これらの清掃を午前中 5 人から 7 人、午後 2 人のスタッフでこなしています。

私が働き始めた時、大成建設が県から指定管理を受け、大成建設の下請会社に雇用されました。その時の時給は 750 円でした。当時の最低賃金は 670 円ぐらいで交通費が支給されませんが、納得して働くことにしました。

その後、指定管理者が日本管財になり、清掃スタッフはそのまま日本管財に雇用を引き継がれましたが、時給は 700 円にダウンしました。交通費も出ず、この時から時給は最低賃金になりました。夫の実家から「仕事と時給があってないので、やめとき」と言われたのが印象に残っていますが、私は清掃の仕事が性に合っているので続けてきました。

その後、指定管理者が 2 回変更となり、2015 年（平成 27 年）から現在のひょうごスポーツライフグループが担っています。いま私たちはひょうごスポーツライフグループと清掃の委託契約を結ぶ株式会社仁屋ジャパンと雇用契約を結んでいます。

昨年6月、物価がものすごく上がっているのに全然時給が上がらないこと、浴室やシャワールームの清掃をサービス残業でしていたこと、交通費も出ていないこと、仁屋ジャパンが再委託している会社の請負労働者と混在して働いていることなどから、5人で労働組合武庫川ユニオン兵庫県立総合体育館分会を結成し、会社と団体交渉を行ってきました。

会社は、サービス残業させていた件については非を認め、支払うと約束しました。時給についても9月から40円引き上げ1,000円に10月の最低賃金改定に合わせて1,041円となりました。交渉で初めて賃上げをさせることが出来ました。零細企業での賃上げは本当に厳しいです。現に交通費についてはいまも支給されていません。

清掃員の多くは最低賃金です。「求人ボックス」(インターネットの求人会社)の調べでも、清掃スタッフの仕事の平均時給はアルバイト・パートで約1,020円(2024年6月の求人ボックス上で掲載されていた求人情報から算出した金額)となっています。

私たちの仕事は、建物を美しく、衛生的な環境を維持・保全する仕事ですが、きつい、汚い、低賃金であることから、若い人がほとんどいません。いま体育館で働いている清掃スタッフもほとんどが65歳以上であり、高齢化が進んでいます。

今年の春闘では、要求を上回る回答もされた組合があると聞きます。また、「5%を超える賃上げ」「33年ぶりの高水準」との報道もありました。しかし、少なくとも私が体育館で働き始めてから、春闘の結果が私たちの賃金に影響したことは一度もありません。最低賃金が上がらなければ、全然上がりませんでした。

物価高は、黙っていてもみんなの生活に等しく直撃しますが、賃上げは会社の大小や業績に左右されます。そんな中で、買い物に行くときも、値下げシールが貼られるのを待ち献立を工夫するなどしながら、生活防衛をしているのが現実です。

ぜひ、物価上昇を超える最低賃金の引き上げをお願いします。

以上です。

○梅野会長

ただ今の、兵庫県パート・ユニオンネットワークからの意見陳述について、何かお尋ねしたいことはございませんか。

○各委員

(なし)

○梅野会長

それでは、これで終わらせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、次の方をお願いします。

○飯田賃金指導官

それでは、次の方をご紹介します。

自立労働組合連合不三家神戸労働組合の藤原様です。

○梅野会長

兵庫地方最低賃金審議会の会長を務めております梅野でございます。

早速ですが、提出された意見書に基づいて10分以内で意見陳述をお願いいたします。

○藤原陳述人

例年労働組合連合のほうで意見書を出させていただいております。今年も昨年の意見書を基にそれに加筆修正して出させていただいております。

10分を目指してということで、基本的にどういうことを主張しているのかを述べさせていただきますと思います。

基本的に私達の主張としては、1ページに書かれております2項目をとりあえず読み上げていきます。

1 兵庫県最低賃金を、「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことができる賃金、「労働者の生活の安定、労働力の質的向上」に値する最低賃金に引き上げること。そのために、時間給1,500円以上にする。

2 時間給1,500円以上にするために、必要と思われる政策についての建議を行うこと。

この2点になります。

次に開いていただいたら目次があるのですが、例年3項目に大きく分けて「引き上げ額の議論の前に」と「額の議論にあたって」と「建議のために」という3領域で述べています。

次に3ページ目ですが「はじめに」ということで最低賃金の引き上げが重要な問題になっていることとうえで、例年資料が多かったのですが、今年は私達の組合が参加しております全国一般労働組合全国協議会というところがあるのですが、そこが最低賃金大幅引き上げキャンペーン委員会というところにも参加しております、その資料を添付させていただいているのと、私達の主張を書くよりも日弁連と兵庫県の弁護士会が出されているのを見ていただいた方が簡潔にまとめられていると思われましたので、資料として付けさせていただいているのでぜひ読んでいただきたいということです。

「引き上げ額の議論の前に」ということで、これまでにお願いしていることですが、審議会委員の皆様には最低賃金を意識して生活していただきたいということをお願いしています。最低賃金の時給1,001円で生活することを意識していただければ、やはり生活が、やりくりが難しかろうということを感じていただけないかと思っております。

その次に人口流出の問題を書かせていただいております。今年の2月の記事でも昨年1年間で3万人以上減少し転出が7,000人以上ということで若者の転出がここ10年ずっと続いているということになっています。そういうことで兵庫県も予算で色々対策を

とっていただいているかと思うのですが、やはり大阪との差、東京との差、そういう賃金格差を無くしていく、あるいは大阪を上回るような最低賃金にしていくことが兵庫に若い人を留まらせる大きな政策的な課題と思っていますので、そういう観点から議論していただきたいということと、少子化対策ということが言われていますが、結婚の壁と言われているのが400万に届こうかというふうになっているということで、非正規の方が多くなる中で最低賃金を引き上げていくということでない限り結婚する人が増えていかないという問題があるだろうと思っています。

次に答申の発表ですけれども、建議を2項目で要請している訳ですけれども、兵庫労働局の発表というのは金額のところだけ本文で発表されているのです。それも以前からそうで、それが変わっていないのです。以前は審議会で建議は出されていなかったのですが、それが建議を出すということで、出されているのですが、それが全然労働局が、兵庫労働局ですが、それを踏まえずにプレス文を作成されている。だから審議会で建議を出されても、それがマスコミの発表にはならないということになっています。その点については兵庫の労働局に改めていただきたいし、そういうことを審議会の皆様にもぜひ要請していただきたいと思っています。他の労働局では額だけではなく、こういう建議が挙がっていますと、プレス本文に書くとそれがやっぱり発表になるわけです。ところが兵庫の労働局の発表はプレス本文には金額だけが挙がっており、答申文を添付しているので、あとは別添の答申文を読んでもらうことになっているので、マスコミは建議を何も取り上げられないということになっているので、そういう点についてはぜひ改善をしていただきたいと思っています。

その次に異議申出ですが、厚生労働省の最低賃金の流れ図というものが二つあって異議申出が出ている図と出ていない図があるのですけれども、やはり制度としてあるのですから、異議申出の手続きがあるということについては取り上げていただきたいと思っています。

次は毎年同じことなのですが、国連の社会権規約委員会の問題を取り上げています。

生活保護の対象がやはり12歳から19歳の単身世帯者になっている問題。やはりここが問題だと思います。法律が変わって生活保護との比較をしましょうということになっているのですが、それが19歳までの単身世帯者という一番低いところで比較しても生活実感と合わないのです。やはりその問題について、審議会のほうで検討していただきたいし、その次のところで生活保護基準の見直しをということで8ページのところにも書かせていただいていますけれども、やはり日弁連のほうでもこういう生活保護基準との関係で言うと、色々なケースとの関係で比較したらどうかという提言がありますし、やはりそういう角度で、ぜひ審議会のほうも事務局に資料の要請をしていただければと思っています。生活保護との比較は、例年厚労省で1枚ものを作って生活保護を下回らないですよという報告だけなので、法律が変わったにもかかわらず意味がない状態に今なっていると思っています。

少し飛ばしまして、次に「額の議論にあたって」というところですが、1,500円を求める声というのは強まっているということと、政府の2030年代半ばまでというのでは

遅いと思っています。最初に言いましたが、結婚の壁を超えるには2,000円以上ということで、国際的に見ても先進国では2,000円以上と書かせてもらいますが、これは一番円安の時の数字となっていますので、円が少し戻ると額が変わると思いますが、やはりそれでも1,500円は軽く超えていると思っています。やはり国際的に見ても低すぎ、現状を何とかすべきだろうと思っています。

12ページの真ん中、4項目は今回新しく付け加えさせていただきましたところですが、連合のほうで中央値の6割水準というのを出されておりますが、それで言うと1,286円が2023年度を基にすればということになっていると思いますので、新しい経済統計の資料とかもあろうかと思っておりますので、現在であればもう少し高い水準になっているのかなと思っていますが、一つの考え方として中央値の6割水準で検討していただければいいと思っています。

次がパートの募集賃金平均額ですが、何年間かは厚生労働省の審議会では資料は出ていなかったのですが、今年また少し違う資料が出ていましたが、それでも1,150円台が平均値で、それ以外の募集ももちろんあるとは思いますが、募集しても、募集しても応募する人がなくて、ネットで求人件数何件とか出ていますが、応募者のいない求人件数としていっぱい多分出てくるのではないかと思います。その次に、東京、大阪との格差を少しでも埋めていく必要があります。今回50円ということで、一律であったら大阪との差は縮まらないということになるので、そこは少しでも大阪を上回る引き上げをお願いしたいと思っています。昔であれば、そんなに大阪と開いていなかったのが毎年少しずつ開いていくことで、今の63円の広がりになっているし、私達の主張からすれば一気に大阪を超えて、東京を超えてということですけども、審議の中でということであれば、少しでも大阪を上回るようにということです。

時間が来たようですので、最後ですけども、建議を出していただいているんですけども、やはり建議を出してプレスに載せるというのを最初に言いましたが、その後、その建議がどうなったのかを審議会として労働局に聞いていただきたいのです。どういうふうに本庁に言ったのかとか、他の省庁に働きかける必要があるのであれば、どういうふうにそれをしたのか、それは出来ないのか、そういうことについてきちんと聞いて、それを翌年に反映されるというふうにしないと、一生懸命建議を考えて作っていただいても、それが労働局長のところでは抑え込まれてしまっただけは何の意味もないと思っていますので、その点をよろしくをお願いしたいと思っています。

以上です。

○梅野会長

ただ今の、自立労働組合連合不道家神戸労働組合からの意見陳述について、何かお尋ねしたいことはございませんか。

○各委員

(なし)

○梅野会長

それでは、これで終わらせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、次の方をお願いします。

○飯田賃金指導官

それでは、次の方を紹介いたします。

兵庫県労働組合総連合の成山様です。

○梅野会長

兵庫地方最低賃金審議会の梅野会長を務めております梅野でございます。

早速ですが、提出された意見書に基づいて10分以内で意見陳述をお願いいたします。

○成山陳述人

兵庫県労働組合総連合、略称「兵庫労連」と言いますが議長を務めております成山と申します。

私達は、最低賃金は時給1,500円で誰でもフルタイムで働けば普通に暮らせる社会にということで、兵庫労連は引き上げを最重点課題として運動に取り組んでおるところでございます。

現在の最低賃金をご存知のとおり最高が東京の1,113円、最低が岩手の893円、全国加重平均は1,004円、兵庫県は1,001円となっており、お隣の大阪は1,064円で、大阪とは63円、東京とは112円の差があるというのが兵庫県の現状です。

兵庫県の最低賃金、時給1,001円ではフルタイム月160時間として働いても1か月の賃金は16万円にしかありません。税金や保険料、年金関係などを引かれると手元には12万円程度しか残りません。月12万円では家賃を払っての一人暮らしは不可能だと私は思います。

私達が加盟する労働組合のナショナルセンター全労連では、最低賃金は今すぐ時給1,500円に、その後1,700円を目指そうということと呼び掛けて運動を進めておりますが、仮に最低賃金が1,500円になれば月160時間フルタイムで働けば1か月の賃金は24万円、諸々を引かれましても手元には20万円程度は残ります。まだまだ非常に厳しいですが、何とか一人暮らしを出来る可能な水準になるのではないのでしょうか。

また、最低賃金というのは時給制で働く非正規労働者だけの問題ではございません。

最低賃金が1,500円に引き上がれば、月給制の正社員も賃金は月額24万円以上に引き上げられるということになります。

兵庫労連では3年前に最低生計費調査を行いました。年齢が比較的若い一人暮らしの組合員からアンケートを取り、25歳独身者が神戸市内で平均的な生活をするためには1か月どのくらいの賃金が必要か、マーケットバスケット方式を用いて試算を行いました。男女とも24万円以上が必要だというのが結果です。したがって、24万円を時給に

直しますと 1,500 円以上ということになります。

今、世界を見渡しますと欧米では既に 2,000 円を超えているという水準になっております。アジアでも韓国が近年、中小零細企業に対する直接的な支援を行いながら最低賃金の急速な引き上げを行い、現在は 1,103 円で日本を上回っております。そして、韓国では韓国独自の週休手当というものがあって、週 5 日働けば 6 日間の賃金が支払われるということですから、大きく日本を上回って、平均賃金ももう既に韓国に抜かれたというのが日本の現状でございます。

岸田首相も失われた 30 年と言っているとおおり、日本は世界でも珍しい経済成長しない国になってしまいました。その原因は働く者の実質賃金さが下がり続けているということです。そうになったのは 90 年代半ばから正社員が減らされ、賃金が上がり不安定な非正規雇用労働者に置き換えられてきたからです。したがって今、全労連が取り組んでおります「雇用は正社員が当たり前に、雇用が非正規であってもフルタイムで働けば、まともに暮らせる社会に」という運動は働く者の暮らしを守ると共に、日本経済を活性化させる上でも不可欠だと考えます。欧米や韓国にも見習って、経済力の弱い中小零細企業には政府による直接支援を行いながら、最低賃金の大幅な引き上げを継続して行うことが日本政府にも求められております。

そして、ジェンダー平等というのが今、ブームになっていますが、これとの関係です。

最低賃金の引き上げはジェンダー平等のためにも重要です。働く女性の 54% は非正規雇用であり、非正規雇用労働者の 7 割が女性です。女性は男性に比べると生涯 40 年働いたとして賃金格差は 1 億円にもなると言われております。最低賃金 1,500 円の実現で、全ての労働者の賃金の底上げを行うことは、ジェンダー平等の社会を実現する土台となるものであると考えます。

今述べてきたとおおり、私は、最低賃金は直ぐに 1,500 円の実現で、フルタイムで働けば誰でも普通に暮らせる社会の実現をすることが、日本経済の好循環、活性化の必要不可欠の課題であると考えます。

しかし今、中央最低賃金審議会が 50 円という目安、私は非常に不満であります、この目安が示された現時点では、この中央最低賃金審議会の目安は非常に重くて、この 50 円を巡る答申になるだろうと私は予想していますが、50 円に出来るだけ上積みをすることを要望いたします。中央最低賃金審議会の目安額 50 円というのは、実質上これが最低ラインであり、これ以下の金額を答申することは論外であると考えます。全国的にも目安を下回るような答申を出す地方審議会はございません。例年、審議会の最終盤の 1 円の攻防の問題になりますが、経営者側は特に中小零細企業の支払い能力を問題にされます。しかし、兵庫県より最低賃金が 63 円高い大阪、112 円高い東京等において最低賃金の引き上げによって中小零細企業の倒産件数が増えたという実態はございません。また、兵庫県では淡路島や但馬等の郡部があるから上げられない等ということも言われていると思いますが、淡路島の私の友人に聞くと、人手不足のために中小零細企業では時給を上げていて、人の確保をするということに動いていて、最低賃金ぎりぎりの時給で雇っているのは大手のスーパー等だと聞いています。目安額 50 円を大幅に上

回る答申を出していただけるようお願いして、意見陳述を終わります。ありがとうございました。

○梅野会長

ただ今の意見陳述につきまして、ご質問等ございますか。

○各委員

(なし)

○梅野会長

それでは、これで終わらせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、次の方をお願いします。

○飯田賃金指導官

それでは、最後の方を紹介いたします。J M I T U兵庫地方本部の中村様です。

○梅野会長

兵庫地方最低賃金審議会の梅野会長を務めております梅野でございます。

早速ですが、提出された意見書に基づいて10分以内で意見陳述をお願いいたします。

○中村陳述人

J M I T U兵庫地方本部執行委員長をしております中村です。これ以外にも兵庫労連でも副議長をしています。これまでも副議長の名前で陳述したことがございますが、今日はJ M I T Uとして陳述させていただきます。

兵庫労連傘下にありますので、ほぼ前の成山議長とほぼ同じなのですが、去年、一昨年も陳述させていただいていますが、去年の答申の中でも付帯決議が兵庫を含め41審議会で中小企業や小規模事業者に対する支援策を求めています、というのを入れています。その付帯決議の実現状況を、先ほどの陳述の中にもありましたが、ぜひ審議会として監視していただきたい。

また、業務改善助成金とか、助成金だけに頼っているところが非常に不満です。直接支援していかないといけません。

助成金は、だいたい何かをしたらその半分までみましょうとか、上限いくらまでみましょうとかいう制度だと思っています。それでは、中小企業が今、賃上げをしないと間に合わないと言っているところに役に立ちません。

ですから助成金以外の、実質的にすぐ役に立つ制度を作っていただきたいと思っています。例えば、税、社会保険料の減免とか、消費税の減税とか、そういうところに手を付けないといけないのではないかと考えています。

全労連系ですので、1,500 円に引き上げるという根拠は前の成山が申したとおりでありまして、1,500 円に引き上げるというのがそんな無茶な数字ではないというのは、私達の調査の中で分かっているところです。

今年も、去年もですが過去最高の引き上げ額という目安が出ているのですが、私達の感覚としては、過去最高かも知れませんが、私たちが本当に上げてほしい、上げなければいけない数字からはどんどん離れていっているという感覚があります。ぜひ、目安にとらわれずに大幅な引き上げをお願いしたいと思います。

格差の問題ですが、最低賃金を全国一律にしても何もおかしくはないという結果が私たちの生計費調査でも出てきているので、それに近づくためにも A ランクの引き上げ額を引き離れた引き上げが必要と思います。

また、これまでもずっと要請していることですが、この審議会、専門部会の全面公開を求めたいと思います。既に鳥取県では全面公開されて、何も困ったことは起きていないと聞いております。意見陳述や傍聴人数の拡充については、徐々に増やしていただいたり、コロナが終わってからも対応を良くしていただいたりはしていますが、審議会、専門部会委員の公正任命については、まだまだ不満で、どういう任命基準があるのかもわかりません。総合的判断としか聞いていません。

私達は全労連系で、意見書を労働局長から求められたら意見書を出しています。意見陳述もします。けれども今日の資料の中に連合の意見書はありません。そういう中で、労働者側委員は全員連合が独占状態です。今日の資料の中の、中央最低賃金審議会委員も労働者側委員 6 名全員が連合の委員です。それも 6 名のうち 1 名を除けば、兵庫の委員の推薦者団体と同じです。中央を含めた全国の最低賃金審議会の労働者側委員が連合独占状態です。

今、労働組合の組織率は 17% を切って 16 点何% ですが、ほぼ連合さんが多いというのは事実です。私達全労連も、今日陳述された全労協にしてもまだまだ小さいのですが、それを足してやっと 16 点何% です。その中でいくら連合が多いからといって連合だけを任命したら 16 点何% にもならない。本来でしたら、組織されていない人の中に非正規の人がたくさんいて、その人たちの意見も聞いていかなければいけません。そういうことをしていかなければいけないのですけれども、今推薦できるのが労働組合ということであれば、その人だけでも幅を広げていかなければいけない、広く意見を取っていかなければいけないと思います。労働局にもこれまでも委員の公正任命を要請させていただいていますが、総合的判断で任命しているとしか聞いておりません。労働者側委員の方は、労働者側委員になったからといって自分の組織だけ、推薦組織だけの意見で話し合いをしているのではありませんと言われますが、どこに私達の意見は生きているのか甚だ疑問を感じます。私達はこれまでも行政関係の委員候補を出してみたり、非正規の多い職場の委員候補を出してみたりしましたが、全国的に一人も選ばれたことがないというのが現状です。そういう審議会が良いのかということを審議会としても考えて、労働局長に意見を言ってもらいたいと思います。

審議会を全部公開していただきたいというのは、公開したら意見を言いにくいという

ことで公開していないと理解していますが、公開しても意見を言えるような委員を任命すればいいことで、そういうことも考慮した開かれた審議会で、開かれた審議をしていただきたいと思います。

以上です。

○梅野会長

ただ今の意見陳述につきまして、ご質問等ございますか。

○各委員

(なし)

○梅野会長

ありがとうございます。

それでは、これで終わらせていただきます。

意見陳述終了です。

続いて、議題（２）に戻り、「最低賃金実態調査結果等について」です。事務局から説明をお願いします。

○安積賃金室長

それでは、私、安積から最低賃金実態調査結果等としまして、最低賃金と生活保護との乖離の結果及び賃金改定状況調査結果についてご説明をさせていただきます。

(以下資料No. 2 及びNo. 3 について説明)

私からの説明は以上となります。続きまして、基礎調査結果につきまして、事務局の山中から説明をさせていただきます。

○山中労働基準監督官

賃金室の山中です。

私から「最低賃金に関する基礎調査の結果について」説明をさせていただきます。

(以下資料No. 4 について説明)

○梅野会長

ただ今の説明について、何かご質問、ご意見等はございませんか。

○各委員

(なし)

○梅野会長

調査結果の捉え方については、いろいろな見方、考え方がありますが、調査結

果としての数値については、毎年、金額審議をする上での判断材料となると思いますので、労使双方、これらの結果を踏まえ、ご検討いただければと思います。

最後の議題（４）その他についてですが、事務局から何かありますか。

○安積賃金室長

お手元にお配りさせていただいております資料No.11として、目安答申に対する連合、日商、全国連からの談話等を添付しておりますので、今後の審議に向けてご確認をお願いいたします。

次に、当審議会の次回日程についてご説明させていただきます。

委員の皆様には既に通知させていただいており、また、ホームページで傍聴案内も行ってありますが、次回の審議会につきましては8月5日月曜日午後2時からの開催でお願いいたします。この日は午前中に専門部会を予定しております、その専門部会後の開催となります。

なお、この次回本審につきましては、今後予定される専門部会の審議の進捗状況により別途調整が必要となる場合もございますし、また、8月5日の当日午前の専門部会の審議状況により開始時刻が遅れる場合も想定されます。その場合は、本審のみ出席される委員の方におかれましては開始時刻まで待機いただく場合もございますので、何卒ご理解、ご協力のほど、よろしくをお願いいたします。

○梅野会長

では、次回の当審議会の開催については、8月5日月曜日の午後2時から、公開として開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○各委員

（異議なし）

○梅野会長

では、事務局はその予定で準備をお願いいたします。

○安積賃金室長

はい。その予定で準備をさせていただきます。

なお、この本審終了後、午前11時15分から、この場所におきまして兵庫県最低賃金専門部会第1回専門部会を開催する予定としております。

この本審終了後、事務局で会場準備を行いますので、この後の専門部会に出席いただく委員の皆様は事務局の案内に従っていただき、しばらくお待ちいただきますようお願いいたします。

また、傍聴の方で引き続き専門部会を傍聴される方もいらっしゃると思いますが、この審議会が終了後、一度退出いただき、同様に事務局の案内に従っていただきますよう

お願いいたします。

○梅野会長

他になれば、これで審議会は終了とします。お疲れ様でした。

梅野 巨利

森田 直樹

松岡 直哉